

那 霸 市 公 報

第 1 4 0 6 号
毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

告 示

- 「個人情報目的外利用等届出書」の公表について（総務課）…………… 924
「個人情報目的外利用等届出書」の公表について（総務課）…………… 924
「個人情報目的外利用等届出書」の公表について（総務課）…………… 924

公 告

- 道路の位置の指定について（建築指導課）…………… 925
住民票の職権消除の公示について（市民課）…………… 925
那覇広域都市計画用途地域の変更、那覇広域都市計画地区計画の変更、
那覇広域都市計画市場の変更（都市計画課）…………… 926

病 院 公 告

- 平成 1 7 年度那覇市立病院医事業務委託指名競争入札参加資格者の登録申請
受付について…………… 927

教 育 委 員 会 規 則

- 那覇市教育委員会職員の任免に関する規則…………… 928

教 育 委 員 会 告 示

- 教育委員会が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする行政
手続等に関する告示について…………… 929

告 示

那覇市告示 第72号
平成17年2月4日
掲 示 済

「個人情報目的外利用等届出書」の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき「個人情報目的外利用等届出書」を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市告示 第73号
平成17年2月8日
掲 示 済

「個人情報目的外利用等届出書」の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき「個人情報目的外利用等届出書」を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市告示 第75号
平成17年2月10日
掲 示 済

「個人情報目的外利用等届出書」の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき「個人情報目的外利用等届出書」を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

公 告

那覇市公告第108号
平成17年2月10日
掲 示 済

道路の位置の指定について

下記の道について、建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則第10条の規定により公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課に備えて一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

年月日	番号	地名地番	幅員(m)	延長(m)	種別
平成17年 2月2日	10	那覇市首里石嶺町 4-105-10	4.00	16.71	道路の位置の指定
平成17年 2月2日	11	那覇市首里石嶺町 1-107-8,107-9	6.33	5.01	道路の位置の指定

那覇市公告第111号
平成17年2月17日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市公告第 115 号

平成 17 年 2 月 22 日

掲 示 済

那覇広域都市計画用途地域の変更
那覇広域都市計画地区計画の変更
那覇広域都市計画市場の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画用途地域、那覇広域都市計画地区計画、那覇広域都市計画市場の変更をする予定ですので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市長に意見書を提出することができます。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画の種類

那覇広域都市計画用途地域
那覇広域都市計画地区計画
那覇広域都市計画市場

2 都市計画の名称及び都市計画を変更（廃止）する土地の区域

用途地域の変更

(1) 石嶺北翔地区・・・那覇市首里石嶺町 2 丁目及び 4 丁目の一部

(2) 石嶺農住地区・・・那覇市首里石嶺町 4 丁目の一部

地区計画の変更

(1) 石嶺北翔・福祉地区・・・那覇市首里石嶺町 2 丁目及び 4 丁目の一部

(2) 那覇市首里石嶺農住地区（新規決定）・・・那覇市首里石嶺町 4 丁目の一部

8 号牧志市場（廃止）・・・那覇市松尾 2 丁目の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課（新都心銘苅庁舎 5 F）

4 縦覧期間

平成 17 年 2 月 22 日（火）から平成 17 年 3 月 8 日（火）まで

（午前 8 時 30 分から午後 5 時まで ただし、土・日曜日は除く）

病 院 公 告

那覇市病院公告第 2 号
平成 17 年 2 月 15 日
掲 示 済

平成 1 7 年度那覇市立病院医事業務委託指名競争入札参加資格者の登録申請受付について

平成 1 7 年度那覇市立病院医事業務委託指名競争入札参加資格者の登録に係る申請受付を次のとおり行います。

那 覇 市 病 院 事 業 管 理 者
市立病院長 與 儀 實 津 夫

- 1 入札に付す件名
那覇市立病院医事業務委託
- 2 申請要件
 - (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項に該当しない者
 - (2) 契約期間を通して医事業務業務の勤務体制において責任を持って業務継続が保証でき、職員の安定雇用と確保が明示できる会社であること
 - (3) 医事業務において、2 0 0 床以上の医療機関での良好な業務成績があること
 - (4) 本店・支店又は営業所等、営業拠点を沖縄県内に有すること
- 3 申請の方法
下記の書類を添えて申請をすること。
 - (1) 那覇市立病院医事業務委託指名競争入札参加資格者登録申請書
 - (2) 定款
 - (3) 商業登記簿謄本
 - (4) 法人市町村民税の納税証明書
 - (5) 財務諸表
 - (6) 2 0 0 床以上の病院での医事業務受託 2 年以上の実績証明書
 - (7) 労働保険、健康保険、厚生年金保険完納証明書
- 4 書類配付及び申請受付期間
 - (1) 書類配付期間
平成 1 6 年 2 月 2 1 日 (月) ~ 同年 2 月 2 5 日 (金)
午前 8 時半 ~ 午後 5 時 (正午 ~ 午後 1 時を除く)
 - (2) 申請受付期間
平成 1 6 年 2 月 2 8 日 (月) ~ 同年 3 月 4 日 (金)
午前 8 時半 ~ 午後 5 時 (正午 ~ 午後 1 時を除く)
電話、郵便による申請はできない。

5 申請書類の配布及び受付場所

〒902 - 8511 那覇市古島2 - 31 - 1
那覇市立病院 医事課医事係
電話番号 098 - 884 - 5111
内線114

6 資格審査結果の通知

申請者には、資格審査の結果を文書で通知する。

7 資格の有効期限

本件指名競争入札参加資格者名簿に登載した日から平成18年2月末まで

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第3号
平成17年2月10日
公 布 済

那覇市教育委員会職員の任免に関する規則（那覇市教育委員会規則）をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 新 城 洋 子

那覇市教育委員会職員の任免に関する規則

那覇市教育委員会職員（県費負担職員を除く。）の任免については、別に定めるもののほか、那覇市職員の任免に関する規則（昭和47年那覇市規則第25号）の例による。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の日、現に在職する職員は、この規則により任用されたものとみなす。
- 3 那覇市教育委員会職員の条件付採用の期間の延長に関する規則（昭和60年那覇市教育委員会規則第5号）は、廃止する。

教育委員会告示

那覇市教育委員会告示 第 6 号
平成 17 年 3 月 1 日

教育委員会が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする行政
手続等に関する告示について

那覇市教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則
(平成17年那覇市教育委員会規則第1号)に基づき、教育委員会が電子情報処理組
織を使用して行わせ、又は行うこととする行政手続等に関する告示を次のように定
める。

那覇市教育委員会
委員長 新城 洋子

那覇市教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
規則(平成17年那覇市教育委員会規則第1号)において例による那覇市長等に係
る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年那覇市規則
第50号)第3条の手続等の名称、当該手続等の根拠となる条例等の名称及び条項
並びに当該使用を開始する日並びに同規則第4条第5項の規定により電子署名
を行うこととされている申請等は、次の表のとおりとする。

根拠となる条 例等の名称	条項	手続等の名称	使用開始日	電子署名
那覇市生涯学 習出前講座実 施要綱	第 5 条 第 1 項	那覇市生涯学習出前講座 申込書	平成17年 3 月 7 日	行わない
	第 9 条	那覇市生涯学習出前講座 実施報告書	平成17年 3 月 7 日	行わない

付 則
この告示は、平成17年3月7日から施行する。